加古川市農業委員会事務局

農地法第４・５条許可申請書添付書類一覧表

【 調整区域の農地転用 】

◎申請書は、正・副２部必要（申請書⇒正本・副本とも**押印**、添付書類⇒正本は原本、副本は写しで可）

	添　付　書　類	仕　　　様	備　　考	発　行
1	土地登記事項証明書	全部事項証明書（原本） もしくは登記情報提供サービス発行の照会番号付き不動産登記情報（全部事項）		法務局
2	①法人登記事項証明書 ②定款 ③寄附行為の写し ※①～③のいずれか	①全部事項証明書（原本） ②③当該法人の原本証明要	申請者が法人の場合	法務局
3	隣接農地同意書	小作地については、所有者・小作者両方の同意が必要		
4	水利組合、土地改良区同意書			
5	東播用水土地改良区意見書	東播用水土地改良区の様式	八幡町、神野町の一部	
6	進入路通行承諾書	水路に架橋する場合も必要 （公有水面許可は、治水対策課へ申請）	第三者の土地・水路を進入路とする場合	
7	建築許可申請書･60 条証明願の表紙写し	受付印押印したもの	建築許可・60 条証明併願の場合	まちづくり指導課
8	盛土規制法受理書の写し		盛土・切土が面積 500 ㎡および高さ 30㎝ を超える場合	まちづくり指導課
9	集落地区計画の区域内における行為の届出書の表紙写し	受付印押印したもの	集落地区計画の区域内における行為の届出の場合	建築指導課
10	（使用･賃貸借）契約書写し、申入れ書		第三者に貸す場合	
11	仮換地証明・図面	･一時利用指定通知書（原本証明したもの） ･異種目換地の指定通知書 ･確約書 ･非農用地設定の証明書	土地改良事業等による仮換地中（一時利用指定）の場合	
12	位置図 （1/50,000～1/10,000 程度）	申請土地をマーカー等で囲う		
13	見取図（1/2500 程度）	申請土地をマーカー等で囲う		
14	公図　（国調図、字限図）	･申請土地をマーカー等で囲う ･隣接地の登記地目、現況地目、土地所有者・小作者名記入	転写事項（転写年月日、転写場所、転写図面、転写した者の住所･氏名、押印要）	法務局
15	事業計画図 （配置図、平面図、立面図、土地の断面図　等）	･住宅用地の場合、「庭」「駐車場」等敷地内利用目的明記 ･資材置場の場合、資材名等明示 ･露天駐車場の場合、駐車区画明示		
16	擁壁断面図			
17	間取図	各階床面積明記		

18	見積書　(造成費・建築費) (見積業者の社印のある原本)	・工事明細の記載されたもの ・申請提出日現在で、記載されている有効期限が切れていないもの		
19	資金証明 (金融機関の印のある原本)	・預貯金の残高証明書 ・融資証明書（住宅金融公庫の場合は、融資申込書の写しと公庫から送付される融資予約通知書の写し）	５条所有権移転(有償)の場合は、土地代金相当分も必要	
20	始末書	・造成、建築年月日記載 ・５条で受人が工事着手している場合は、渡人・受人双方が署名捺印	無断転用状態の場合	
21	写真　(２方向以上)	申請土地をマーカー等で囲う	無断転用状態の場合	
22	抵当権・仮登記同意書	同意書もしくは抹消登記が必要		
23	農用地に含まれていない証明書	用途変更の場合、変更どおりの転用目的であること		農林水産課
24	官民有地境界協定申請書の写し	転用許可申請地に土木総務課所管の国有財産が介在する場合 (国有財産を現況のまま存置する場合は添付不要)		土木総務課
25	代替地の検討			
26	委任状		行政書士が代行の場合	
27	転用の目的に係る事業又は施設に関して、関係法令等により許認可が必要な場合は、その許認可等を証する書面			

※地域計画との調整について

地域計画の区域内農地については、区域外とした上でないと農地転用許可申請ができません。手続きには期間を要しますので、必ず事前に農林水産課へご相談ください。

※書類の有効期限

・登記事項証明書等公的証明については、**発行後３ヶ月以内**（他の書類も原則３ヶ月以内）

（登記情報提供サービス発行の照会番号については、10 日以上有効期限が残っていること。）

・見積書は申請書提出日現在で、記載されている有効期限が切れていないもの

※住所、氏名の記入について

原則として住民票の添付は不要ですが、申請人（受人、渡人）の住所、氏名については、住民票の記載に従って正確に記入してください。もし住所、氏名の表示に誤りがあれば、登記ができなくなることがありますので、十分注意してください。

なお、土地登記事項証明書に記載されている住所・氏名と、申請人の現住所・氏名が異なる場合は、本人確認ができるもの（住民票、戸籍の附票等）が必要です。